

農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、農薬の登録、変更の登録、再評価等について農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされている。

今般、キノフメリン及び発芽スイートルーピン抽出たんぱく質を有効成分として含む農薬の登録について、農林水産大臣から諮問を受けた。各農薬の概要は、別添に記載のとおりである。

「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」（令和 4 年 6 月 22 日農業資材審議会農薬分科会決定）に基づき、それぞれの農薬について、下記のとおり、部会において専門的な検討を行うこととする。

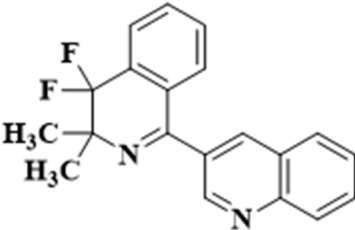
有効成分名	諮問理由	審議いただく部会
キノフメリン	登録	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会
発芽スイートルーピン抽出たんぱく質	登録	農薬原体部会

キノフメリン

1. 今回の諮問の経緯

令和4年12月6日に、申請者から提出された農薬取締法第3条第1項に基づく登録の申請を受理

2. 審議農薬の概要

名称	キノフメリン (quinofumelin)		
構造式			
用途	殺菌剤		
作用機作	キノリン骨格を有する殺菌剤であり、その作用機作の詳細は明らかになっていない。既存の各種殺菌剤に対して感受性が低下した低感受性菌、耐性菌に対し活性を示すことから、既存の殺菌剤とは異なる新規作用機構であると考えられている。 (FRAC分類：未分類)		
登録状況	初回登録年	新規申請	
	申請農薬数	3 (別紙1)	
	適用作物	稲、野菜類、果樹類、茶及び芝	
	使用方法	散布、無人航空機による散布	
海外状況	JMPR	毒性評価なし	
	国際基準	基準なし	
	諸外国	米国、欧州：登録なし	
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果		なし
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告		なし
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 水質汚濁に係る農薬登録基準		なし なし

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質

1. 今回の諮問の経緯

令和2年3月4日に、申請者から提出された農薬取締法第3条第1項に基づく登録の申請を受理

2. 審議農薬の概要

名称	発芽スイートルーピン抽出たんぱく質	
構造式	以下のアミノ酸配列(一文字表記)からなるたんぱく質 RRQRNPYHFSSQRFQTLTKNRNGKIRVLERFDQTNRLNLQNYRIVEFNTLILPKHSDADYVLVVLNG RATITIVNPDRRQAYNLEYGALRIPAGSTSYILNPDDNQKLRRVVKLAIPINNPYFYDFYPSSTKDQQ SYFSGFSRNTL	
用途	殺菌剤	
作用機作	真菌細胞の糖たんぱく質に対して高い親和性を有し、かつ非特異的に結合し、数時間以内に細胞死をもたらす。この細胞死は、細胞が細孔の閉塞により代謝機能を阻害された結果、死亡するものと考えられている。 (FRAC分類: BM01)	
登録状況	初回登録年	新規申請
	申請農薬数	1 (別紙2)
	適用作物	野菜類
	使用方法	散布
海外状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 登録あり 基準設定検討中 欧州: 登録あり 基準設定不要
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果	評価中
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告	なし
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 水質汚濁に係る農薬登録基準	2000 µg/L なし

FRAC: 殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

キノフメリンを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
	アイーナ20フロアブル
	アイーナ5フロアブル
	リメリナフロアブル

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質を有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
	プロブラッド液剤